

はじめに

規定は否定である。マルクスがこのスピノザの言葉を引いて弁証法の論理を示したことを改めて考えたい。規定するということは否定するということだ、というのは、どういうことだろう。「あるもの」(これは物でも事でも人でもいい)を「このもの」として規定したとき、「あるもの」は「このもの」以外のものでないという否定をも表す。しかし、「このもの」以外のものの「それ」を、「あるもの」の新たな規定に加えたとき、先の規定を否定することになる。つまり、先に「このもの」以外のものでないとしたのに、「このもの」以外のものの「それ」が定立されるという事態が生じるのである。「あるもの」を「このもの」として一義的、固定的に見るならば、もはや「このもの」以外の規定はありえない。だが、「あるもの」を多様に、可變的に見るならば、「このもの」以外のもの「それ」としての規定が生じ、当初の「このもの」という規定を否定することになる。こうして、規定は否定だという弁証法が変革の論理となり、規定のみに固執する現状肯定の論理を批判する論理となる。これを具体的に社会観、人間観について論じること、例えば社会的に批判が高まりつつある「新自由主義人間観」の根本的批判の論理を示すこと、は我々の課題であろう。

さて話はがらりと変わって、この夏、耐震化工事で研究室の引越しがあったことについて述べたい。我々の研究室と共同研究室分室の片付けに猛暑の中汗だくとなったのだが、この機会に保存すべき資料類と廃棄するものの判断と実行に迫られた。分室の整理方針として共同研究室自体の整理と合わせて保存資料類を小平書庫に一時保管し、他のものは廃棄することとした。この方針の実行は二人の助手によってなされた。工事完了後(来春)の再引越しのさいに整理方針も完了することになる。

来春定年の高津、内海両教授、その翌年の上野の資料のうちオリジナル資料(コピー)の保存を検討する必要がある。考えてみれば今回の引越しはこの三人の相次ぐ定年と重なり、共同研究室の整理・保存資料の集中的検討と実行の絶好の機会となったとすることができよう。我々はこの資料保存・整理の事業を次の世代に引き継ぐ仕事の一つとして共同で検討・実行していきたいと思う。

2008年9月16日

一橋大学スポーツ科学研究室室長 上野 卓郎